

簡易課税用

平成30年分

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き

個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、所得税の青色申告決算書又は収支内訳書を基にして、消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成30年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、
平成31年（2019年）4月1日（月）です。
- 平成30年分の消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限は、
平成31年（2019年）4月1日（月）です。
振替納税をご利用の方は、平成31年（2019年）4月24日（水）が振替日です。
※平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

《平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます》

- 消費税の軽減税率制度が平成31年（2019年）10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されます。詳しくは、手引き27ページをご覧ください。
- さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。特設サイトでは、軽減税率制度に関する各種パンフレット・軽減税率制度に関するQ&Aなどを掲載しています。
- 軽減税率制度に関するご相談は以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

上記の専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、軽減コールセンターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

※ 軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は、ガイダンスに沿って「1」を押してください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- 軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のホームページ（http://kzt-hojo.jp/）をご覧ください。

また、軽減税率対策補助金のご相談は以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等



税務署 この社会あなたの税がいきている

手引きの構成

① 基礎知識	3 ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
② 確定申告の準備	5 ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
③ 確定申告の流れ	6 ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
④ 消費税の税額計算	9 ページ	設例を参考に、消費税額及び地方消費税額の計算方法を説明します。
⑤ 地方消費税の税額計算	16 ページ	
⑥ その他の項目	18 ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
⑦ 申告と納付	21 ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
⑧ 所得税の決算額調整	22 ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
⑨ 下書き用申告書等	23 ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○ 事業区分の判定 フローチャート	26 ページ	事業区分の判定の目安となるフローチャートを掲載しています。
○ お知らせ（消費税軽減 税率制度について）	27 ページ	お知らせ（消費税軽減税率制度について）を掲載しています。
○ 振替納税の新規（変更） 申込み	28 ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

申告書記入についての注意事項

OCR 入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。

記入する際は、次の事項に注意してください。

- ・ 申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
- ・ 黒いインクのボールペンを使用してください。
- ・ 記入する際は、指定のマス目の中に、大きく、丁寧に記入してください。

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる



国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターにお電話ください。

国税庁では、納税者の方からの国税に関する一般的なご相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに従って「1」番を選択することにより、電話相談センターに転送され、担当者がお受けします。

(注)・ガイダンスの途中でも選択できます。

・「番号が確認できません。」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」(*など)を押してから選択してください。

国税庁ホームページでは、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー（よくある税の質問）や消費税の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスは、www.nta.go.jp）。